

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【⑨入退所に関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★	Q⑨-1	長期間保育園をお休みしたいのですが。
	A⑨-2	正当な理由がなく1か月を超えて休んだ場合は退所となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。
★★★★	Q⑨-2	保育施設を退所したいのですが。
	A⑨-3	退所予定月の15日前までに保育幼稚園課へ「退所届」を提出してください。「退所届」は保育幼稚園課にご用意しております。退所後、再度保育施設の利用を希望する場合は、再度申込が必要です。※要免許証
★★★★★	Q⑨-3	小規模保育所を希望園として申請する予定なのですが、3歳児クラスからはどうなるのでしょうか。
	A⑨-4	小規模保育所にはそれぞれ連携園を設定しています。連携園については、希望範囲シートで確認できます（各小規模保育所欄の括弧内に記載のある保育所です）。希望範囲シートがお手元がない場合、保育幼稚園課へお問い合わせください。
★★★★★	Q⑨-4	保育所への入所決定はどのようにして確認できますか。
	A⑨-5	入所決定した方へのみ電話で入所決定の連絡と、その後の手続についてのご案内をしています。
★★★★	Q⑨-5	校区外の認定こども園（2号認定）を希望する場合、校区変更の申請は必要ですか。
	A⑨-6	認定こども園については、2号認定では校区関係なく希望園に記入することで希望できます。